

箱田苑居宅介護支援事業所運営規程

社会福祉法人 敬 羨 会

箱田苑居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬羨会が開設する箱田苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の所在地は、広島県府中市木野山町字市場森金79番とする。

TEL 0847-68-2785

FAX 0847-68-2787

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 4名（常勤3名・管理者兼務1名）

（3）介護支援専門員は、指定居宅介護支援を提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 年中無休とする。

（2）営業時間 午前8：30から午後5：30までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（1）利用者の相談を受ける場所 事業所の支援相談室

（2）使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式

三団体ケアプラン策定研究方式
日本介護福祉士会作成アセスメント票
日本社会福祉士会作成アセスメント票
日本訪問看護推進財団方式
課題分析標準項目方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整

(3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり 8円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は「府中市」とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 府中地域介護支援専門員連絡会議の研修

(2) 広島県老人福祉施設連盟が開催する研修

(3) その他の研修

2 従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬義会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、1999年 7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年 9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年 3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年 9月4日から施行する。